中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額 の特別控除に関する明細書

連結業年度

. .

法人名

円 試験研究費の額の合計額 繰越税額控除の計算に関する明細 (各連結法人の別表六の二(四)付表 1 円 前期超過要件に係る前連結事業年度の試験研究費の額の合計額の計算 試験研究費の額の合計額 結親法人事業年度の月数が異なる場合 一「1」の合計) 17 中 (前期の(1)) 小 中小連結法人税額控除限度額 当該連結親法人事業年度の月数 18 $(1) \times \frac{12}{100}$ 連 前連結親法人事業年度の月数 結 Н 改定試験研究費の額の合計額 19 法 調 前 連 税 結 $(17) \times (18)$ (別表一の二(一)「2」、別表一の二 3 人 改定試験研究費の額の合計額 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」) 「各中小連結法人の前事業年度又は他の前連結」 \mathcal{D} 事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計 試 当 額 基 上の記場 試験研究費の額の合計額 $(3) \times \frac{20 \times 130}{}$ 4 験 21 (前期の(1)) 100 研 前期繰越額 翌期繰越額 究 連結事業年度 又は当期税額 当期控除可能額 越 (22) — (23)当 期 税 額 控 除 可 能 額 控除限度額 中 又は事業年度 費 ((2)と(4)のうち少ない金額) 24 連 \mathcal{D} 別表六の二(四) 円 付表二「36」 Н 結 亚 . . 税 平 法 調整前連結税額超過構成額 人税 額 円 亚 . . (別表六の二(十六)「28の②」) 額控 期 控 亚 除 繰 除 計 当 期 分 の 特 別 控 除 額 限 度 (5) - (6)越 超 外 (5)(2)過 当 期 分 中 額 差引当期税額基準額残額 小 $\left[(4) \operatorname{Zit} \left[(3) \times \frac{30}{100} \right] \right] - (5)$ 計 合 算 連 前期繰越額 翌期繰越額 又は当期税額 連結事業年度 当期控除可能額 結 繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (25) — (26)控除限度額 又は事業年度 前 ((22)の計) 度分繰越中 法 27 別表六の二(四) 円 円 円 平 平 平成21年度分繰越中小連結法人 税額控除限度超過額 10 税 連結 亚 . . 期 ((25)の計) 亚. 法 . . 額 人税額控除限 平成22年度分繰越中小連結法人 控 計 税額控除限度超過額 ((28)の計) 除 (2)(5)外 繰 期 当 限 計 額 12 の計算 度 (9) + (10) + (11)合 計 超 前期繰越額 翌期繰越額 越 同上のうち当期繰越税額控除可能額 連結事業年度 又は当期税額 当期控除可能額 22 年 (28) — (29)過 ((8)と(12)のうち少ない金額) 13 控除限度額 又は事業年度 虔 ((1)≤((19)、(20)又は(21))の場合は0) 30 額 分繰越中小 別表六の二(四) 円 円 外 円 付表四「36」 等 平 . . 調整前連結税額超過構成額 分 14 別表六の二(四) 付表四「36」 (別表六の二(十六)「27の②」) 連 外 \mathcal{O} . . 亚 人税額控除限 計 当 期 繰 越 税 額 控 除 額 計 15 算 (13) — (14)外 (2)(5)度 当 期 分 超過 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 額 (7) + (15)の計 合 計

別表六の二(四)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第6 項又は第7項《中小連結法人が試験研究を行った 場合の法人税額の特別控除》(同法第68条の9の2 第1項又は第5項《試験研究を行った場合の法人 税額の特別控除の特例》の規定により読み替えて 適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける 場合に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後の 連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けよ うとする場合にも、この明細書を提出しなければな りませんので、御注意ください。

- 2 「当期税額基準額 (3)×20又は30 4 は、連結親法人事業年度(法 第15条の2第1項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。)が平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各連結事業年度については「20又は」を消し、連結親法人事業年度が平成24年4月1日以後に開始する各連結事業年度については「又は 30」を消します。
- 3 「差引当期税額基準額残額 8 は、連結親法 (4)又は [(3)×30 / 100]] (5) 8 は、連結親法 人事業年度が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において措置 法第68条の9の2第8項第5号に規定する平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は同項第6号に規定する平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある場合には「(4)又は」を消し、その他の場合には「又は [(3)×30 / 100]」を消します。

- 4 「繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」 の「当期分」の各欄、「平成21年度分繰越中小連結 法人税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各 欄の記載に当たっては、次に掲げる各連結事業年度 の区分に応じ記載します。
- (1) 連結親法人事業年度が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各連結事業年度 「平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
- (2) 連結親法人事業年度が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各連結事業年度 「平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
- (3) 連結親法人事業年度が平成23年4月1日以後に 開始する各連結事業年度 「繰越中小連結法人税 額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄に のみ記載します。
- 5 「翌期繰越額24」、「27」、「30」の各欄の外書には、措置法第68条の15の3 (法人税の額から控除される特別控除額の特例)の規定の適用を受ける場合に、別表六の二 (十六)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。